

写真説明 : おうとう



果樹産業の動向

米国におけるおうとうの作物収入保険 (パイロット事業)

Good Fruit Grower 誌 (2013年5月15日号)

- 目次 -

果樹産業の動向

- ・米国におけるおうとうの作物収入保険 (パイロット事業) 1
- ・米国のリンゴ市場アクセスに関する問題 2

現地報告

- 米国 3
- フランス 3
- 豪州 4
- タイ 5

世界の果樹の需給

- ・2012/13年度における世界のリンゴ、ブドウ及びナシの需給 5

トピックス

- ・2013年の第一四半期における南半球からのリンゴ輸出が減少ほか 7

2009年から連邦農業保険制度の下でパイロット事業として実施しているオウトウに対する収入保険は、生産者が果実の減収や品質低下あるいは市況低迷により手取り収益が落ち込んだ場合、その一部を補てんすることになっている。

しかし、この保険制度は、生産者に低品質果実を収穫し、選果場へ持込ませるための動機を与えるものではない。

米国連邦農務省(USDA)リスク管理局長によると、オウトウの収入保険 (ARH : Actual Revenue History insurance program)は、先物市場のない腐敗しやすしい作物を対象にして、生産者の過去の実績収入額を基準にして収入減に見舞われたとき一定の収入を保証するものである。

<収入保険に対する誤解>

USDAは、オウトウ収入保険の事業実施にあたって、生産者がたとえ品質が悪く、販売不向きな物であっても、損害査定を受けるために全て収穫して選果場へ持ち込ま

なくてはならないと誤解した例もあったことから、市場が供給過剰にあるとき、ARHの下で被保険者である生産者は収穫物全てをパッカー(選果・荷造り販売業者)に持ち込む必要はないと説明する。

その理由として、この事業は市場原理を壊さないように制度設計されており、選果場に持ち込まなくても生産者が支払う保険料が変わることはないからと説明している。

<収入保険のしくみ>

ワシントン、オレゴン両州でリンゴ、オウトウ等の生産、販売を行っている Washington Fruit and Produce 社の作物保険諮問委員会の委員は、オウトウの収入保険の基本的仕組みを次のように説明している。

保険金支払額の算定は、各生産者の過去の実績収入額に基づいて行われるため、生産者は最低過去4年間(最大10年間)の生産量、栽培面積、オウトウ販売収入額を報告する。これを基に年平均販売収入額が算出される。もしきちんとした記録が備わっていない場合

は、その果樹園の所在する郡の平均値が用いられることになっている。

収入保険でカバーされるのは、過去の平均販売収入額の75%を限度としている。

もし生産者が、自らのオウトウが被害を受けたか、あるいは販売収入が落ち込んだと確信した場合は、保険金の支払請求書を提出する。

支払い請求を受けた保険会社は、損害額算定のために生産者が手にした販売収入額だけでなく、その生産者のオウトウの総評価額を計算する。この総評価額というのは、木から摘み取られたか否か、あるいは選果場に持ち込まれたか否かに関係なく、販売可能(Marketable)なオウトウ全ての評価額である。「販売可能」という言葉の定義は、品質規格では「U.S.No.1」、あるいはワシントン州産にあっては連邦マーケティングオーダーの最小サイズである12ロー(果径が21.4mm)以上に相当するものである。

<保険金の算定>

○収穫・出荷されたものの販売額(選果場渡し額)。この販売額は適正なものでなくてはならない。

○収穫され、販売可能では

果物を食べて
応援しよう!

被災地を応援

あるが出荷されていない数量に年価格(annual price)を乗じた額。この年価格というのは、通常はその生産者がその年に既に出荷・販売したアウトウの平均販売価格であるが、もし全く出荷・販売していない場合には、USDA の統計局によって算定される平均販売価格をもって代用される。

⇒これは、例えば生産者が収穫し、選果場に出荷しようとしたが、市場が供給過剰で選果場が引き取りを拒んだような場合に適用される。

○販売可能ではあるが収穫されずに終わった数量に、上記の年価格を乗じた額。

⇒これは、例えば市場が供給過剰状態で、選果場が生産者に対し、収穫や輸送に無駄な金をかけないために出荷しないように伝えた場合が該当する。

上記の合計額、つまり生産者が既

に手にした販売額と手にし得たであろう販売可能額の合計がその生産者の補償額を下回ったとき、その差額が保険金として支払われる。

＜事実上は低品質果実出荷抑制効果＞

USDA のリスク管理局長は、販売可能なアウトウを園地に留め置こうが選果場に持ち込もうが、販売された生産物で年価格が算定され、これを用いて上記の方法で算定される金額に変わりはなく、それどころか生産者は販売先がない状況で、収穫費や輸送コストを節約できると説明する。

そして同局長は、収入保険(ARH)を開発した保険会社は、収入保険がアウトウのマーケティングに関する決定に影響を与えることを回避するために、収穫されたか否かに関係なく販売可能な果実の総価

額(専ら保険目的のために)を評価することを選択した。もしそうしなければ、パッカーは、生産者が出荷せずに保険金を受け取ることができることを知って、パッカー自身が選り好みした果実だけを収穫・荷造りして販売する可能性もあることから、収入保険がマーケティングに大きな影響を及ぼすことになる」と説明する。

現在、USDA では制度改善に向けて生産者の反応を調査しているところで、現在のところ生産者の反応は概ね肯定的で、パイロット事業への参加者数は年々増加しており、ワシントン州では昨シーズン 1,057 人のアウトウ生産者が参加し、保険金は全体で 2 億 1,000 万ドルであった。



米国のリンゴ市場アクセスに関する問題

Good Fruit Grower 誌 (2013年5月15日号)

ワシントン州の 2013 年産リンゴ生産量は、かなりの水準が見込まれており、その出荷先として輸出市場の確保がこれまでもまして重要となるだろう。

同州リンゴ委員会は、もし輸出市場へのアクセスを確保できなければ、2013 年度の販売は成功を取められないという。

同州産リンゴにとって重要なアジアの 2 市場である中国とインドネシアは、今シーズンリンゴの輸入禁止と制限措置を講じている。中国は輸入したワシントン州産リンゴの腐敗問題を理由に輸入を差し止めており、インドネシアは果実輸入に関し新規則と輸入数量割当制を導入し、リンゴの輸入を厳しく制限している。

中国とインドネシアの問題については、現在、米国北西部園芸協議会对対応を検討している。

＜インドネシアの問題＞

今シーズンのワシントン州産リンゴのインドネシア向け輸出量は、昨シーズンに比べ半減となっている。

これはインドネシアが導入した新規

則と輸入割当てによるもので、昨年度のインドネシア向け輸出量は当初期待された 300 万箱を大きく下回る 250 万箱だった。

インドネシアの新制度導入による影響は、米国以外の国にも及んでおり、リンゴ以外の果実も影響を受けている。しかし、米国産アウトウとナシは影響を免れている。米国北西部園芸協議会によると、新制度はインドネシア国内の政治動向に絡んだもので、2014 年の大統領選挙を睨んだ権力闘争に関係しているとする。

＜中国の問題＞

中国による輸入禁止措置も解決には時間を要するだろう。中国は 2012 年 8 月、表向きには過去数年間に輸入されたレッドデリシャスにスファエロプシス(sphaeropsis)腐敗菌等が見つかったためとしている。

昨シーズンの中国向け輸出量は 41.3 万箱に上るが、今シーズン、中国に向けての直接のリンゴ輸出は行われていない。

Northwest Fruit Exporter 社によると、中国の植防関係者が昨年 12 月にワシントン州を訪れ、中国で検出された病原菌について詳しく調査するとしてパッキングハウス 5 カ所、果樹園 6 カ所の調査を行った結果、これらの腐敗菌による病徴果が確認されたという。調査団の中国帰国後、中国政府は輸出に当たっての植物検疫に関し、輸出リンゴの生産者ごとに船積み前 28 日間の病徴確認期間を設ける等の追加的措置を求めてきた。さらに、リンゴ生産園地に対して、収穫前および収穫後の消毒の義務付けとともに、枯れ枝の剪定及び落ち葉の収集除去を要求してきた。

これに対し、Northwest Fruit Exporter 社は、米国側としては同意できないとし、殺菌処理についても生産者やパッカーに柔軟な対応を認めるべきだとする対案を提起している。この米側の案は 3 月初めに北京に送られた。Northwest Fruit Exporter 社は、個人的な考えであるとしながら、中国で腐敗菌に汚染

されたリンゴが見つかった後に積み荷の引き取りを拒絶されるか、あるいは代金の支払いを拒絶された例は1件しかなく、植防上の大問題とは思わないと述べている。

しかし、中国側は中国の最優先問題である中国産リンゴの対米アクセス問題について何らかの進展がない

限りこの問題の解決はないと明言している。

米国北西部園芸協議会は、中国産リンゴの米国市場へのアクセスと米国産リンゴの中国市場へのアクセスは全く別問題であるとしている。

米国産リンゴはレッドデリシャスと「ゴールデンデリシャス」以外の品種

の中国市場へのアクセスを認められておらず、それ以外の品種のアクセスが認められないのは根拠のないことであり、全品種のアクセスを認めさせるのが米国の最優先課題であるとし、その実現こそが急がれるとしている。

●●● 現地報告

米国：次期農業法案が上院で通過，下院で否決

中川 圭子

2014年度(2013年10月開始)以降の米国農政の基本となる新農業法(The Agriculture Reform, Food and Jobs Act/以下、2013年農業法)の上院法案が6月10日に上院を通過した。本法案の最大の特徴は長年にわたって批判の対象となってきた農家への直接支払いが廃止される点で、これに替わり、作物保険制度への補てん強化等によるリスク管理プログラムの拡充が図られている。さらに本法案には、各種農地保全事業の整理統合、食料支援事業の濫用阻止に向けた対応策等も数多く講じられており、これらの措置により、総額240億ドルの事業経費削減が図られる。

2013年農業法の上院案は、農家への直接支払い廃止と補助金の大幅削減という画期的な内容を包含するものとなったが、果実・野菜を中心とする園芸作物関連事業にのみ着目すると、事業内容、資金レベルともに、現行農業法とほぼ同じである。

2013年農業法上院案に盛り込まれた主要園芸作物関連事業別の予算は、以下のとおりである。

- ⇒ 園芸作物競争力強化事業 (Specialty Crop Block Grants): 7,000万ドル/年度
- ⇒ 園芸作物研究事業 (Specialty

Crop Research Initiative): 2,500万ドル(2014年度), 3,000万ドル(2015-2016年度), 6,500万ドル(2017年度), 5,000万ドル(2018年度)

⇒ 作物管理事業 (Coordinated Plant Management Program): 6,000万ドル(2014-2017年度), 6,500万ドル(2018年度)

⇒ 市場アクセス事業 (Market Access Program) 及び園芸作物技術支援 (Technical Assistance for Specialty Crops): 現行規定と同額

⇒ 生鮮果実・野菜事業 (Fresh Fruit and Vegetable Program): 現行規定と同額

⇒ セクション 32 園芸作物買い入れ事業 (Section 32 Specialty Crop Purchase): 現行規定と同等額

⇒ 国防省による生鮮果実・野菜買い入れ事業 (DoD Fresh Program): 現行規定と同額

今回通過した上院案に組込まれた園芸作物関連事業の中で、有機農産物にかかわる新たな規定が追加された。現行法では、有機農作物

と慣行栽培農作物は一括扱いとされているが、上院案ではこれが見直され、有機作物のみを対象とする出荷統制令(マーケティングオーダー)や研究事業の設立が可能となる仕組みが設立された。

一方、下院農業委員会で5月16日に下院版農業法案が採択されたものの、6月20日に下院で否決された。下院案は、園芸作物のみに限定すれば、「生鮮果実・野菜事業」を「果実・野菜事業」と改名し、加工果実・野菜食品も事業対象に追加した点を除き、上院案と大きな違いはなかった。

上下両院案の最大の相違点は食料支援事業の削減幅にあり、向こう10年間で40億ドルの削減を目指す上院案と同年間に200億ドル以上の削減を唱える下院案との調整の成り行きが注目されていた。

結局、下院は食料支援の大幅削減に反対し、否決となった。

2008年農業法は、既に今年9月30日まで1年間延長されたが、さらに2014年9月30日まで延長される可能性が出てきた。



フランス：EUの共通農業政策(CAP)改革の果実部門に関する動き

佐川 みか

2011年に発表されたEU委員会の共通農業政策(CAP)の改革案に対して、今年3月に欧州議会と農相理事会がそれぞれ修正案を発表した。これまでは農相理事会の修正案

が調整されて最終的に採用されていたが、2007年のリスボン条約により、欧州議会の正式な採択が必要になった。

2015年から実施するためには、6

月末までに、農相理事会、欧州議会、EU委員会の三者間の調整を終えなくてはならない。しかし、CAP改革は、2014年から2020年までの多年度財政枠組みの予算交渉に

依存するため、さらにずれ込む可能性もある。

EU委員会の提案では、果実・野菜部門に関して、「学校での果物配布」事業の強化、生産者組織(Producer Organisations: PO)が行う事業運営計画(Operational Programme)の継続、生産者組織(PO)の維持、危機対策制度の開発などが挙げられている。これらについては農相理事会も欧州議会も基本的に同意しているが、具体的な内容と予算はまだ明らかにされていない。

今回の改革の主旨のひとつは補助金の配分の公平性を図ることにある。現在のやり方では補助金の80%が20%の大規模経営体に支給されており、国別の格差もあるが、国内における格差も大きい。また果実・野菜部門はEUの農業生産額の16%を占めているにもかかわらず、受け取る補助金は全体の3.5%しかない。小規模農家の多い果実生産者には、EU委員会の目指す補助金の国内格差是正策は魅力的なものではないだろうか。しかし、そうした声は生産者団体からあまり聞かれない。総合農業団体も政府も国益を優先しているように見える。

今回の改革案は、農家への直接支払いの基礎的支払いについて面積あたりの単価を産物別に区別せずに、国内(あるいは地域)同一価格にして、産物間の格差を解消しようとするものである。

EU委員会案は、①2019年までにこのやり方に全面移行する、②農家1軒当たりの補助最高額を30万ユーロとする、③15万から30万ユーロの補助金については通

減する、という3点を織り込んでいた。これに対して、①は農相理事会も欧州議会もスピードが速すぎるとして各国がそれぞれある程度まで達成できればよいとした(欧州議会は2020年までに80%達成を提案)。②は三者が合意した。③については、農相理事会は各国が任意に実施できるように要求した。その一方で、農相理事会は、小規模経営体が労働集約的で、雇用を創出していることを考慮して、各農家の一定面積(50haを想定)を上限として、加盟各国が任意に直接支払いのうち基礎的支払いの補足を定める「再配分支払い」制度を組み込んだ。

直接支払いには基礎的支払いのほかに緑化支払い(環境支払い)があり、基礎的支払いの受給者は緑化条件を守ることが義務付けられる。緑化支払いの要件の一つに、作物の多様化のための輪作があるが、果樹栽培の場合は、生産サイクルが長く、投資額も大きいとして、農相理事会はこの条件の適用除外を決めた。

EU委員会案は、直接支払いの中に生産とリンクした(カップリング)援助を加盟国が任意で決めることを認め、各国に振り分けられた年間補助額の上限の5%までをこれに利用することができるとした。農相理事会はこの割合を7%、欧州議会は15%と提案している。この措置は、国または特定地域の戦略的産物が維持できなくなるおそれがある場合に利用することができるというもので、EU委員会案ですでに果実・野菜部門がその対象に含まれている。

豪州：果実加工会社は安価な輸入果実に押され縮小傾向ほか

トニー・ムーディ

<果実加工会社は輸入果実の購入を増やす>

食品加工会社及びそれらに供給している農業生産会社は、小売業者が消費者に低価格の産品を供給するために外国の低価格果実の購入を促進しているため倒産の危機にさらされている。

農家は、中国、ベルギー、スワジランド、UAE及び南アフリカのような国から簡単に手に入る安価な輸入産品と競争することはできず、また大手の小売業者は、機会があれば海外の安価な供給源からの輸入産品の量を増やしている。

100年の歴史を持つ食品加工会社のRosella and Windsor Farm Foods社は、ジャム及び缶詰果実と野菜の主要なブランド品を製造していたが、最近倒産した。

スーパーマーケットは、加工業者と独自ブランドや自社ブランドでの果

実や野菜の加工品を製造する契約を結んでいるものの、2014年度においてはいくつかの果実について受け入れ数量を最大50%まで削減する予定である。

<インドネシアがリンゴの輸入制限>

世界からインドネシア市場に向けられるリンゴについて、10万トンの上限が設けられた。「アジアフルーツ」誌によると、インドネシアは2013年2月にリンゴの輸入数量制限を実施した。この制限は、インドネシアの2014年に行われる大統領選挙に絡んだ政治問題と関わりがあるとされている。

インドネシアは、今年の初めに輸入許可書の発行を停止し、多くの輸出国に重大な影響を及ぼした。豪州ではカンキツと生鮮ブドウが大きな影響を受けた。この段階ではナシの数量制限は実施されなかった。

<核果類の2013年における輸出は好調>

核果類の輸出量は、前年度(2月末)の数量より16%増加し、また昨年と同様の価格を維持した。香港が引き続き主要な仕向け先であり、UAEは新しい成長市場となっている。最終的な統計は6月に発表されるが、2012/13年度は2007年以来最も好調な結果となるであろう。

生産者及び輸出業者にとって残念なことは、フィリピン及びインドネシアの市場が開放されたにもかかわらず、果実の出回り期に間に合わず、今期は輸出ができなかったことである。



タイ：2013年1~4月のパイナップル及び加工品の輸出は増加

坂下 鮎美

2013年6月のパイナップルの出荷量は、前月の19.9万トンより9.6%減少の18万トンで、これは年間生産量予測211万トンの8.5%に相当する。輸出量については増加の見込みであり、2013年1月から4月の生鮮パイナップル及び加工品の輸出量は71.8万トンで、前年同期の68.6万トンより4.7%増加している。

加工用パイナップルの価格は上昇しているが、これは生産地が早魃の被害にあっていることで、市場への出荷量が減少し、加工工場が高値で購入していることが要因となっている。

加工用パイナップルは1kg当たり4.64パーツとなっており、前年同月の2.81パーツ/kgと比較すると、65.1%上昇している。

世界の果樹の需給

2012/13年度における世界のリンゴ、ブドウ及びナシの需給

米国農務省海外農業局 HP より (2013年6月21日公表)

1 リンゴの概況

2012/13年度の世界の生食用リンゴの総生産量は前年度を2%上回る6,750万トンと記録的水準の見込み。北半球では、中国がEUおよび米国の減産を補って余りある豊作を記録し、南半球の生産量は前年度と変わらずであった。世界の生食リンゴ貿易量は前年度を僅かに上回る550万トンの見込み。米国の輸出は、旺盛な需要と米国以外の主要輸出国の供給力の落ち込みにより前年度を5%上回る見込み。

〈中国〉中国の生産量は、栽培技術の向上、持続的な栽培面積の拡大および政府による生産振興策により対前年度比6%増の3,800万トンの見込み。国内消費は、生鮮果実消費の増大、政府による健全な食生活推進対策により、前年度比5%増の見込み。輸出は、ロシア及び近隣アジア諸国での需要増により9%増の110万トンの見込み。

〈EU〉生産量は天候不順により前年度を6%下回る1,130万トンの見込み。生食消費は約10%減少する一方、加工需要は前年度を若干上回る見込み。輸出量に変化はなく、依然EUが世界最大の輸出国である。一方、輸入は前年度を2%下回る51.5万トンで、これはユーロ安と船積みコストの増嵩による。

〈米国〉生産量は、東部及び中部州のリンゴ産地が降霜害に見舞われたため、前年度を3%下回る410万トンの見込み。生食仕向量はワシントン州の豊作により前年度を上回る一方、加工仕向け量は前年度を下回る見込み。輸出は、カナダとメキシコの旺盛な需要により5%増の88万トンの見込み。輸入はチリからの供給量が落ち込み、これをアルゼンチンからの輸入が補ったものの、全体としては前年を僅かに下回っている。

〈チリ〉生産量は開花期及び果実肥大期に降霜害に続き干ばつの被害を受けた結果、前年度比4%減の130万トンの見込み。この結果、輸出量は、米国向けを中心として10%減の70万トンの見込み

〈ロシア〉生産量は、政府の生産刺激策、新植面積の増大、生産インフラおよび集荷・選果施設の整備等により8%増の120万トンと3年前の記録的水準に回復する見込み。しかし輸入も旺盛な国内需要を受けて8%増の130万トンの見込み。ロシアは生食リンゴの世界貿易量の25%を

占める世界最大の生食リンゴ輸入国である。

〈NZ〉生産量は対前年度比8%増の51.9万トンと推計されおり、輸出も主要市場であるアジア向けが好調で30万トン強と見込まれている。

2 ブドウの概況

2012/13年度の世界の生食用ブドウの総生産量は、中国の増産により1,700万トンの見込み。世界の生食ブドウの貿易量は250万トンと推計されており、米国の輸出量は前年度比3%増の見込み。

〈中国〉中国は世界最大の生食ブドウの生産国で、2012/13年度の生産量は前年度を9%上回る720万トンの見込み。これは近年、生食ブドウは換金作物として江蘇省、雲南省、江西省を中心として栽培面積の拡大が進んだことによる。生食ブドウ栽培面積のうち約10%は温室栽培で、温室栽培は近年広まりつつある。輸出はアジア市場の需要拡大を受けて、12.5万トンと記録的水準に達する見込み。一方輸入は国内需要の増大を反映して、国内産のオフシーズンにチリ等から16.5万トンが輸入された。

〈EU〉生産量は、天候不順に加え、新植コストの増嵩や収益性の低さから栽培面積が減少したことを受け4%減の200万トンの見込み。輸入は域内需要の減退から減少の見込み。一方輸出は、ウクライナとベラルーシの需要増大を受けて15%増の16万トンの見込み。EUは生食ブドウのロシア向け輸出を巡りチリの攻勢に直面している。

〈米国〉米国の生産量は、カリフォルニア州産ブドウが干しブドウ用から生食向けに転換したこともあり、前年を僅かに上回る90.8万トンの見込み。米国の輸入量は56.8万トンと世界全体の生食ブドウ貿易量の約4分の1を占め、世界最大の輸入国となっている。一方輸出量は前年度比3%増の35.7万トンと見込まれるが、これは主としてアジアでの需要増大と、一部カナダとメキシコ向け輸出の増大によるものである。2012年3月に発効した米韓自由貿易協定による生食ブドウの輸出増大が引き続き期待される。

〈チリ〉生産量は前年度並みの120万トンで、国内消費も前年度並みの見込み。輸出量も前年度とほぼ同じ81万トンと見込まれているが、輸出先はEUおよびロシア向け輸出の落ち込みを米国向け輸出が埋める形となっている。チリは、生食ブド

ウの世界最大の輸出国で、世界の総輸出量の約3分の1を占める。

〈南アフリカ〉生産量は高収益性と政府の奨励策によって栽培面積の拡大が進んだことにより30万トンの見込み。輸出量は、6%増の28万トンの見込みで、仕向け先はEUのような厳しい輸入条件を要求しないアジア及び中東諸国である。

3 ナシの概況

2012/13年度の世界の生食用ナシの生産量は前年度と同じ2,190万トンの見込み。中国は旺盛な国内需要により引き続き生産を拡大している。世界の貿易量は前年度と同じ180万トンの見込みで、EUと米国の生産減により世界の需給は引き締まっている。

〈中国〉世界の生食用ナシ生産の75%を占める中国の生産量は、栽培技術の向上による生産性の向上によ

り、前年度を上回る1,650万トンの見込み。しかし、生産コストの上昇に伴う収益性の悪化から、生産者間にはリンゴやブドウといったより収益性の高い作物への転換が進んでいると伝えられる。輸出は主として近隣諸国向けで、前年度を上回る44万トンの見込み。

〈EU〉厳しい干ばつによる単収減を受けて、2012/13年度の生産量は前年度比25%減の210万トンの見込み。消費量は対前年度比15%減と過去7年間で最も低い水準に達する見込み。これは域内供給量の落ち込みに加え、ナシ以外の果実の供給量増大と消費者嗜好の高まりによるものである。加工仕向け量も過去7年間で最低の水準に達する見込み。輸出量も34万トンと前年度を27%下回る一方、輸入量は前年度をかなり上回る25.5万トンの見込み。

〈米国〉生産量は前年度を10%以上

下回る77.8万トンの見込みで、国内消費は過去7年間で最低の水準と見込まれている。ナシの加工仕向け量も対前年度比7%減と見込まれ、缶詰仕向け量は過去20年間で2番目に低い水準と見込まれる。輸出量は、海外での需要の減退を受けて対前年度比3%減の見込み。最近、中国市場へのアクセスが認められたことから、中国向け輸出の増大が期待されている。輸入量は20%増の7.5万トンの見込み。米国に輸入される生食用ナシはアルゼンチン産とチリ産であるが、両国以外からの輸入についても現在検討されている。

〈ロシア〉気象条件の悪化と収益性の低さから、生産量は前年度比20%減の過去7年間で最低の水準に達する見込み。ロシアのナシ生産は、自家消費を目的とした小規模な家庭菜園的生産が増えている。輸入は需要減退から、15%減の見込み。

(注)全表とも単位は1,000トン。

リンゴの需給

国名	販売年度	生産量	輸入量	国内消費量		輸出	国名	販売年度	生産量	輸入量	国内消費量		輸出
				生 鮮	加 工						生 鮮	加 工	
アルゼンチン	09/10	830	2	274	380	179	ロシア	09/10	1,230	1,120	1,435	881	5
	10/11	1,060	0	327	500	233		10/11	910	1,112	1,534	458	1
	11/12	860	0	279	450	131		11/12	1,124	1,201	1,564	721	0
	12/13	910	0	245	505	160		12/13	1,210	1,300	1,596	854	0
ブラジル	09/10	1,221	77	1,022	185	91	シンガポール	09/10	7	47	49	0	6
	10/11	1,276	97	1,164	160	49		10/11	7	45	45	0	7
	11/12	1,220	58	997	209	72		11/12	7	46	47	0	7
	12/13	1,190	37	957	181	90		12/13	7	47	47	0	7
チリ	09/10	1,370	0	185	343	843	南アフリカ	09/10	781	0	241	234	306
	10/11	1,431	1	198	434	800		10/11	767	0	216	216	335
	11/12	1,360	1	133	466	762		11/12	791	0	228	174	389
	12/13	1,310	1	245	366	700		12/13	815	0	240	165	410
中国	09/10	31,681	61	24,941	5,600	1,201	台湾	09/10	4	127	131	0	0
	10/11	33,263	74	26,520	5,760	1,057		10/11	2	149	151	0	0
	11/12	35,985	73	30,647	4,400	1,012		11/12	2	119	120	0	0
	12/13	38,000	47	32,187	4,760	1,100		12/13	2	150	152	0	0
EU-27	09/10	12,021	596	8,074	3,327	1,217	タイ	09/10	0	131	131	0	0
	10/11	10,886	633	7,456	2,973	1,090		10/11	0	121	121	0	0
	11/12	12,069	526	7,687	3,396	1,512		11/12	0	126	126	0	0
	12/13	11,297	515	6,877	3,435	1,500		12/13	0	140	140	0	0
香港	09/10	0	123	71	0	52	UAE	09/10	0	167	167	0	0
	10/11	0	145	75	0	70		10/11	0	147	147	0	0
	11/12	0	121	51	0	70		11/12	0	166	166	0	0
	12/13	0	111	61	0	50		12/13	0	220	220	0	0
インド	09/10	1,935	130	2,039	0	27	米国	09/10	4,288	182	2,277	1,424	769
	10/11	1,936	144	2,033	0	47		10/11	4,179	149	2,184	1,318	826
	11/12	1,750	208	1,927	0	30		11/12	4,227	173	2,182	1,377	841
	12/13	1,750	200	1,929	0	21		12/13	4,081	175	2,276	1,100	880
インドネシア	09/10	0	159	159	0	0	ベトナム	09/10	0	166	166	0	0
	10/11	0	217	217	0	0		10/11	0	114	114	0	0
	11/12	0	203	203	0	0		11/12	0	101	101	0	0
	12/13	0	175	175	0	0		12/13	0	88	88	0	0
マレーシア	09/10	0	101	101	0	0	その他	09/10	5,727	821	5,807	505	236
	10/11	0	98	98	0	0		10/11	5,428	644	5,360	534	179
	11/12	0	102	102	0	0		11/12	5,890	671	5,882	526	154
	12/13	0	103	103	0	0		12/13	5,785	674	5,998	330	132
NZ	09/10	439	1	59	121	260	世界合計	09/10	62,092	4,908	48,606	12,999	5,366
	10/11	484	1	60	125	300		10/11	62,199	4,779	49,290	12,478	5,180
	11/12	480	1	63	134	285		11/12	66,343	4,808	53,781	11,852	5,478
	12/13	519	1	73	146	300		12/13	67,471	4,901	54,944	11,841	5,527

ブドウの需給

国名	販売年度	生産量	輸入量	生鮮消費量	輸出	国名	販売年度	生産量	輸入量	生鮮消費量	輸出
チリ	2009/10	1,105	0	324	781	韓国	2009/10	1	33	33	1
	2010/11	1,215	0	361	854		2010/11	1	45	45	1
	2011/12	1,175	0	363	812		2011/12	1	53	54	0
	2012/13	1,175	0	365	810		2012/13	1	60	61	0
中国	2009/10	5,675	78	5,651	102	ロシア	2009/10	32	386	415	1
	2010/11	6,200	118	6,230	88		2010/11	30	408	436	0
	2011/12	6,600	150	6,644	106		2011/12	57	393	447	0
	2012/13	7,200	165	7,240	125		2012/13	51	385	431	0
EU-27	2009/10	1,985	568	2,439	114	南アフリカ	2009/10	277	2	20	260
	2010/11	2,090	548	2,505	133		2010/11	260	3	14	249
	2011/12	2,044	576	2,480	139		2011/12	271	4	11	264
	2012/13	1,970	545	2,355	160		2012/13	300	5	25	280
香港	2009/10	90	115	123	82	トルコ	2009/10	2,250	1	2,063	188
	2010/11	90	143	124	109		2010/11	2,150	1	1,914	236
	2011/12	90	163	129	124		2011/12	2,200	1	1,960	241
	2012/13	90	165	185	70		2012/13	2,200	1	1,992	209
インド	2009/10	1,006	3	879	130	米国	2009/10	852	558	1,109	301
	2010/11	1,006	3	937	72		2010/11	901	580	1,154	327
	2011/12	1,000	4	890	114		2011/12	891	533	1,078	346
	2012/13	1,000	4	829	175		2012/13	908	568	1,119	357
インドネシア	2009/10	0	35	35	0	世界合計	2009/10	15,535	2,083	15,386	2,230
	2010/11	0	48	48	0		2010/11	16,192	2,260	16,063	2,388
	2011/12	0	61	61	0		2011/12	16,537	2,307	16,419	2,423
	2012/13	0	55	55	0		2012/13	17,151	2,327	16,954	2,519

ナシの需給

国名	販売年度	生産量	輸入量	国内消費量		輸出	国名	販売年度	生産量	輸入量	国内消費量		輸出
				生鮮	加工						生鮮	加工	
中国	09/10	14,263	0	12,691	1,102	470	シンガポール	09/10	2	24	23	0	2
	10/11	15,057	0	13,514	1,120	423		10/11	2	22	21	0	3
	11/12	15,800	2	14,119	1,264	419		11/12	2	22	21	0	3
	12/13	16,500	4	14,714	1,350	440		12/13	2	21	18	0	5
EU-27	09/10	2,754	279	2,394	325	314	南アフリカ	09/10	366	0	49	132	186
	10/11	2,378	321	2,179	172	348		10/11	360	0	65	113	182
	11/12	2,816	226	2,197	382	463		11/12	367	0	69	116	182
	12/13	2,112	255	1,904	123	340		12/13	370	0	56	114	200
香港	09/10	2	25	26	0	1	台湾	09/10	0	12	12	0	0
	10/11	3	22	24	0	1		10/11	0	11	11	0	0
	11/12	3	53	46	0	10		11/12	0	10	10	0	0
	12/13	3	110	107	0	6		12/13	0	9	9	0	0
インド	09/10	0	15	15	0	0	タイ	09/10	0	47	47	0	0
	10/11	0	18	16	0	1		10/11	0	34	34	0	0
	11/12	0	21	19	0	2		11/12	0	33	33	0	0
	12/13	0	21	20	0	1		12/13	0	41	41	0	0
インドネシア	09/10	0	96	96	0	0	米国	09/10	867	63	446	319	164
	10/11	0	138	138	0	0		10/11	738	79	410	256	151
	11/12	0	129	129	0	0		11/12	876	63	456	292	191
	12/13	0	150	150	0	0		12/13	778	75	396	272	185
マレーシア	09/10	0	44	44	0	0	ベトナム	09/10	0	108	108	0	0
	10/11	0	41	41	0	0		10/11	0	83	83	0	0
	11/12	0	45	45	0	0		11/12	0	81	81	0	0
	12/13	0	44	44	0	0		12/13	0	65	65	0	0
ロシア	09/10	185	383	492	68	1	世界合計	09/10	20,290	1,605	17,955	2,225	1,708
	10/11	135	410	500	40	0		10/11	20,708	1,680	18,574	2,059	1,750
	11/12	139	421	526	23	0		11/12	21,978	1,655	19,321	2,473	1,827
	12/13	110	360	447	14	0		12/13	21,870	1,649	19,441	2,250	1,821

トピックス

2013年の第一四半期における南半球からのリンゴ輸出が減少ほか

＜2013年の第一四半期における南半球からのリンゴ輸出が減少＞

世界リンゴナシ協会(WAPA)からの報告によれば、第14週までの南半球からのリンゴ輸出が、前年同期に比べて

15%減少し、306,509トンとなった。第13週におけるニュージーランドからの輸出量の増加により、減少幅が抑制された。オセアニアの国々は、カナダや米国への出荷量が減少したものの、

EUへの輸出が20%以上増えたため、輸出量は前年の3倍となった。

WAPAの報告によると、チリの輸出量が27%と最も減少して145,748トンとなった。また、南アフリカの輸出量は5%

(公財) 中央果実協会**編集・発行所****公益財団法人 中央果実協会**

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2階

電話 (03)3586-1381

FAX (03)5570-1852

編集・発行人

佐藤 典良

印刷・製本

(株)丸井工文社



毎日くだもの 200 グラム運動

本誌についてのご質問、お気付きの点などがある場合、または他に転載する場合には、上記にご報くださるようお願いいたします。許可なくしての転載および複製（コピー）は著作権の侵害となることがありますのでご注意ください。

本誌の翻訳責任は、
(公財) 中央果実協会
にあり、翻訳の正確さ
に関して Washington
State Fruit
Commission (Good
Fruit Grower) および
Vance Publishing 社
(The Packer) の各
社は、一切の責任を負
いません。

減少して 65, 119トンとなった。

ナシの南半球からの輸出量は 273,692 トンに止まった。南半球からの輸出量が最大であったのはアルゼンチンで、3%増の 165,030 トンを記録した。他方、チリからの輸出は 5%減少して 61,717 トンであった。

ナシの消費量は、欧州で15%増加した一方で、米国及びカナダでは20%それぞれ減少した。

(Apple & Pear World news4月26日号)

<カリフォルニア産オウトウ生産量の1/3は輸出向け>

カリフォルニアで生産された生鮮オウトウの約35%は輸出市場向けであると生産/出荷業者は推定している。強力な輸出プログラムにより、生産/出荷業者は海外で販売する産品に割り増し価格をつけることができるだけでなく、それは国内価格を下支えする手助けにもなっている。

カリフォルニア産オウトウは、夏季における出回りの早い果実の一つであることから高い需要があり、日本、韓国、カナダ、豪州、中国、台湾、香港、ヨーロッパ及びいくつかの東南アジア市場を含むほとんどの輸出市場において見ることができる。

カリフォルニアの輸出業者は、5年ほど前は「ピング」が圧倒的人気であったものの、最近ではバイヤーが品種の好みを強く主張せず、大きくて、硬くて、甘いオウトウはすべて同等に人気があるという。

北半球市場への輸出は、チリと豪州からの供給が終わった後、始まる。ある輸出業社は、暗赤色で高糖度の「セコイア」は、豪州及び英国市場のバイヤーが好み、「ヨセミテ」は、硬くて、歯ごたえがよく、収穫後の皮の弾力性が優れていることから、日本で人気があるという。バラ詰みの「ピング」と「コーラルシャンペーン」や「ブルックス」「レーニア」も人気がある。日本と韓国のバイヤーは、グラムシェル(二枚貝のように口が開く)容器を好み、また台湾の輸入業者も昨年初めてグラムシェル容器を注文したという。豪州のバイヤーも今年それについて検討しているという。一方、東南アジアのバイヤーは、5kg 箱でバラ詰めの大玉果実をより好み、他の市場の輸入業者は標準的な大きさのバラ詰みを好むが、小売バイヤーは例外で、相対的にグラムシェル容器を好むという。一般的に、ほとんどの輸入業者は容器に入っていないバラ詰めオウトウを希望しており、それらは目的地に到着後、再梱包されるという。

(2013年4月22日付け「The Packer」紙)

<ブラジル産リンゴ果汁の輸出が急落>

ブラジル産リンゴ果汁の輸出は、2013年第一四半期において前年同期から39%減少して5,000トンとなった。主要なバイヤーは米国で、今年最初の3ヵ月にブラジル産を3,000トン輸入したものの、前年同期から68%減少している。

ブラジル応用経済高度研究センター(CEPEA)は、2013年の果汁の輸出量が減少したことについて、中国の果汁在庫量が多いことやその他のアジア諸国による低価格での果汁輸出との競争の結果であるとしている。(Apple & Pear World news5月17日号)

<2012/13年度の豪州産オウトウの輸出は過去最大>

2012/13年度における豪州産オウトウの収穫量は、12,000トンから15,000ないし16,000トン前後へと著しく増加した。豪州オウトウ生産者組合(CGA)は、生産時期に雨が少なかったため、品質は極めてよく、輸出についてもドル高という課題があるにもかかわらず良好であったという。豪州は2012/13年度において2月末までに2,890トンが輸出され、過去最大を記録した。輸出先の上位3ヵ国は香港、台湾及びシンガポールで、これら3ヵ国で全体の73%を占めた。それ以外の成長市場はマレーシア、UAE、ロシア及び欧州であった。日本及び英国は微増に止まった。2012年1月1日に既存市場であるタイへのアクセスを失ってから、2012/13年度のオウトウシーズンの重要な時期に元の状態に回復することができなかったことが生産者に影響を与えた。また、中国市場に新しく参入できたものの、2012/13年度はタスマニア州だけが同国向けに73トンを生産したに止まった。今後の課題としてタイ市場への復帰と豪州全土からの中国市場への輸出達成が挙げられる。

(Apple & Pear World news4月26日号)

<インドのリンゴ市場における厳しい競争>

インドは豪州産リンゴの最大輸出市場であるが、豪州のリンゴ輸出業者は、インドにおいて、市場に氾濫を続けるイラン産の安価なリンゴとの厳しい競争に直面している。

豪州リンゴ・ナシ協会(APAL)は、イラン産リンゴは豪州産リンゴとは反対のシーズンに供給されるものの、豪州輸出業者にとって、イラン産リンゴに支払われる1kg 当たり0.8~1ドルといった価格と競争することは非常に困難であるとしている。

APAL はインドはおそらく将来的には高価格のブランド品についてのターゲット市場となるであろうが、当面は期待できないとしている。(Apple & Pear World news4月12日号)